

令和 6 年 4 月 13 日現在

機関番号：24405

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2021～2023

課題番号：21K01163

研究課題名(和文)「排除と包摂」から見る自決権の歴史実証的な見直しと「国民国家の国際法」の再構築

研究課題名(英文) Revisiting the right of self-determination in international law: from "inclusion and exclusion" perspective

研究代表者

桐山 孝信 (Kiryama, Takanobu)

大阪公立大学・大学院法学研究科・特任教授

研究者番号：30214919

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、これまでの自決権論を総括的に評価しつつ、自決権に負の側面にも光をあてながら検討することを目的とした。1、2年目は、経済的自決権、なかんずく永久的主権概念が南北問題解決への一助となったこと、1970年代以降には途上国内部での矛盾が生じたこと、その対処のために試みられた人権としての発展概念の形成や、近年のSDGsによる抜本的解決案について考察した。

また、自決権の新たな展開となる先住民族についても開発の観点から問題点と課題を指摘し論説としてまとめた。日本の問題についても、申請者がこれまで培ってきた、恒藤恭研究を土台に、日本とナショナリズムに関連した口頭報告と論説をまとめた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

これまで国際法学における自決権の評価は、大部分が肯定的かつ積極的であったが、近年の「民族浄化」やジェノサイド現象に直面して否定的評価に大きく振れた。

本課題研究では、争点となる課題(経済や人権)や主体の状況(先住民族)などの違いに着目して、問題を歴史的に捉えることによって、公正公平に評価することができるようになった。ひいては、今後の自決権論の展開を考えるうえでの基本的視点を獲得することができ、同時に具体的問題への解決アプローチへのヒントとなった。

研究成果の概要(英文)： The purpose of this study was to comprehensively evaluate the arguments for self-determination to date, while also highlighting the negative aspects of the right to self-determination. In the first and second years, the right to economic self-determination, especially the concept of permanent sovereignty, helped resolve the North-South issue, but from the 1970s onward, disparities within developing countries widened, and attempts were made to address them. We considered the development of human rights and the fundamental solutions proposed by the SDGs in recent years. In addition, with regard to indigenous peoples, who are a new development in the right to self-determination, we pointed out problems and issues from a development perspective and summarized them in an editorial. Regarding Japanese issues, the applicant has compiled oral reports and editorials related to Japan and nationalism, based on the research on Kyo Tsuneto that the applicant has cultivated over the years.

研究分野：国際法学

キーワード：自決権 国際法学 ナショナリズム 先住民族

## 1. 研究開始当初の背景

国際法上の自決権は「民族解放」や「植民地解放」の法的根拠としていわば「抵抗権」として表明され確立した。しかしボスニア・ヘルツェゴヴィナの事例に象徴されるように「民族」でない者を排除する機能も果たすとして批判されている。さかのぼれば1920年代のギリシャ・トルコ間の住民交換をはじめ1940年代のインド・パキスタンの事例やイスラエルの建国とパレスチナ人の追放など自決権形成過程ですでに問題とされてきたのであり、自決権研究者はこれらの事例を過小評価してきた。本研究では、これまでの自決権論を総括的に評価しつつ、上記事例を含む関連事例を歴史的・実証的に検討して、自決権をめぐる負の側面にも光を当てながら、「国民国家」を主体とする現代国際法の国家中心的な国際法から、人間中心的な国際法への転換はいかにして可能となるのかを検討する。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、これまでアパルトヘイト問題やパレスチナ問題など、自決権が貫徹できないことによる問題点を指摘しその展望を探ってきた現代国際法が、同時に自決権を強調すればするほど人権抑圧や侵害に通じるパラドクスの事例を究明し、なぜこのような実行が生じ、国際社会でも大きな批判が生じないのか、現代国際法の発展はそうした実行の歯止めにならないのかを、紛争解決手段の多様化や国際人権法の発展などの成果を自決権論と関連させることを通じて、課題と解決の方向を明らかにすることである。

## 3. 研究の方法

研究の目的を達成するために、二つのアプローチを用いる。

一つは歴史的・実証的アプローチである。民族問題の「解決」がどのような実行と理論を生み出したか、歴史的事実をフォローし、その国際法的意味を明らかにする。20世紀初頭以来、オスマン、ハプスブルク、ロマノフ帝国の崩壊による中東欧の国家形成や第2次大戦後のイギリス、フランスの植民地帝国の崩壊と非ヨーロッパ地域での国家の誕生を経て、徐々に形成されてきた「国民国家の国際法」の課題を「国家の国際法」ではなく「人間の国際法」に変えていく道筋を明らかにすることととらえ、国際法の現状と将来への展望を試みる。

もう一つは行為主体からのアプローチである。自決権の主体は人民であるが、「人民(peoples)」の定義はあいまいである。その上に近年では、先住民族(indigenous peoples)の自決権の承認までが生じている。自決権を主張してきた「人民」や「先住民族」が何を要求しているのかを明らかにすることによって、主体の実像と権利の内実を明らかにする。

## 4. 研究成果

1) 自決権が国際法上の権利と承認された1960年代以来の大きな焦点となっている経済的自決権に関わる問題である。とくに「開発」をめぐって、主権とその制約の論理について、歴史の意味をたどり、今日的意義を論じた。今日、グローバルサウスと呼ばれることもあるが、かつては、先進国対発展途上国といった対抗関係において、途上国の主権の強調や先進国の援助義務が説かれていた時代から、途上国の分裂や人権の国際的保障の重視によって、国家ではなく企業その他の非国家アクターが重視される状況が生まれ、国際秩序の変容が見られることを指摘した。その成果を国際法外交雑誌に発表した。

2) 自決権の政治的側面については、2022年2月19日に、松野明久大阪大学教授主催の「西サハラ自決権を考える」シンポジウムで、今日でもなお植民地支配からの解放を遂げたモロッコによる「植民地的支配」が法的な対立構成では自決権対領土保全原則という問題となっており、双方に正当性を与える契機となっており、問題解決を妨げていることを指摘した。

3) 自決権の行為主体として注目されてきた先住民族の権利が、国家の開発政策との関係でどのように認められるべきかをILO条約や国連先住民族権利宣言などの国際文書、世界銀行のインスペクションパネルといった世界銀行の融資による開発によって悪影響を受けた先住民族の救済メカニズムを分析して、現状を示した。その成果を『先住民族と法』と題する学際的研究の一部として発表した。

4) 最後に、日本の状況に立ち戻って、第2次世界大戦後の日本の再建やアメリカに軍事的従属を敷いた安保条約などにたいして、日本の知識人(ここでは南原繁と恒藤恭)がどのように対応したかについて、特に民族の自決や平和主義がどのように機能したかを中心に口頭発表を行い、

2023年には「恒藤恭と南原繁 - 民族と平和」と題する論考を『大阪公立大学史紀要』第2号に発表した。この論説では、恒藤恭と同時代の政治学者・知識人・東大総長であった南原繁の議論とを比較しながら、戦前・戦中における学問的構え、戦後直後における日本「民族」の再生・更生と戦後民主主義のあり方、サンフランシスコ講和条約前後の平和問題と日本のナショナリズムとの関連、といった3つの局面で比較した。南原が専攻していた政治学史を基礎に、民族国家の意義を一貫して強調するのに対して、恒藤は民主主義的に方向づけられたナショナリズムの再生を視野に入れつつ、新憲法の重要性を、いわば啓発するスタンスをとったという特徴を指摘できた。議論の射程について、また、社会的な影響について、それぞれ一長一短があるものの、今後、ナショナリズムと国際法学を検討するうえで顧みる必要があるものであった。

5)以上、さまざまな側面から、自決権の現代的課題を取り上げて検討してきたが、3年間で出された成果をもとに、まとめに入る段階となった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 桐山 孝信	4. 巻 121
2. 論文標題 開発をめぐる主権と国際秩序の展開	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 国際法外交雑誌	6. 最初と最後の頁 381 - 396
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 桐山 孝信	4. 巻 2
2. 論文標題 恒藤恭と南原繁 - 民族と平和 -	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 大阪公立大学史紀要	6. 最初と最後の頁 3-20
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 3件／うち国際学会 0件）

1. 発表者名 桐山 孝信
2. 発表標題 恒藤恭と南原繁 - 民族と平和 -
3. 学会等名 大阪公立大学第10回恒藤恭シンポジウム
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 桐山 孝信
2. 発表標題 開発をめぐる主権の展開と規制
3. 学会等名 国際法学会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 桐山 孝信
2. 発表標題 米中対立の激化と日本の平和主義 国際法・政策の観点から
3. 学会等名 民主主義科学者協会法律部会学術総会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 桐山 孝信
2. 発表標題 西サハラの自決権をめぐる構図
3. 学会等名 西サハラの自決権を考える研究会（招待講演）
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 小坂田 裕子、深山 直子、丸山 淳子、守谷 賢輔、桐山孝信	4. 発行年 2022年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 246
3. 書名 考えてみよう 先住民族と法	

1. 著者名 浅田 正彦、柴田 明穂、中野 徹也、王 志安、水島 朋則、村上 正直、黒神 直純、桐山 孝信、古谷 修一、平 寛、兼原 敦子、高村 ゆかり、山形 英郎、新井 京	4. 発行年 2022年
2. 出版社 東信堂	5. 総ページ数 608
3. 書名 国際法 第5版	

1. 著者名 桐山孝信、本多滝夫、奥野恒久、的場かおり	4. 発行年 2024年
2. 出版社 文理閣	5. 総ページ数 332
3. 書名 民主主義の深化と真価 - 思想・実践・法	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------